

復興推進委員会(第4回)議事録

1. 開催日時：平成24年9月14日(金) 13:30～15:39

2. 場 所：官邸2階大ホール

3. 出席者：

委員長	五百旗頭 真	公立大学法人熊本県立大学理事長 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長
委員長代理	御厨 貴	東京大学客員教授
委員	飯尾 潤	政策研究大学院大学教授
	牛尾 陽子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
	大井 誠治	岩手県漁業協同組合連合会代表理事会長
	岡本 行夫	東北漁業再開支援基金・希望の烽火代表理事
	清原 桂子	公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長
	佐藤 雄平	福島県知事
	重川 希志依	富士常葉大学大学院環境防災研究科教授
	達増 拓也	岩手県知事
	星 光一郎	福島県社会福祉施設経営者協議会長
	堀田 力	弁護士、公益財団法人さわやか福祉財団理事長
	村井 嘉浩	宮城県知事
	横山 英子	仙台経済同友会幹事 (株)横山芳夫建築設計監理事務所代表取締役社長
政府側出席者	吉田 文和	共同通信社編集局長
	野田 佳彦	内閣総理大臣
	藤村 修	内閣官房長官
	平野 達男	復興大臣
	齋藤 勁	内閣官房副長官
	長浜 博行	内閣官房副長官
	本多 平直	内閣総理大臣補佐官
	末松 義規	復興副大臣
	吉田 泉	復興副大臣
	郡 和子	復興大臣政務官
	竹歳 誠	内閣官房副長官
	峰久 幸義	復興庁事務次官

4. 議事録：

○五百旗頭委員長 それでは、第4回の復興推進委員会を開催したいと思います。本日は、お忙しい中、また、9月の中旬だというのに、なお暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回の委員会は8月1日に開催されましたが、そのときに、御承知のとおり、来年3月、2周年をめぐりに報告書を取りまとめたい、そのための中間報告を9月にまとめたいということで、そのための討議を本日、行うことになっております。前回の討議をもとに、御厨代理から、これまでの皆さんの意見をもとにした「たたき台」を作成していただきまして、皆さんにお返しし、さらに御意見をいただきました。

それをもとにいたしまして、本日は、その中間報告の取りまとめに向けての最終的な討議をお願いしたいと思います。御案内のとおり、この案は大きく3部構成となっております。現状のスケッチというのが最初にありまして、その後、各委員からの意見を、主要なものを順序立てて整理してまとめ、示しております。それに対して、それについては、こういう事例があちらであるよ、こちらであるよというふうなことを書き加えております。そして、それをもとにして、今後半年間、秋深まる中で、さらに掘り下げるべき点を五つ六つ挙げまして、これを今後さらに検討して報告書をまとめたいというふうな構成になっております。皆さんの討議によって、きょう、それが形を固めることができることを期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、冒頭に総理からお言葉をいただけますでしょうか。

○野田内閣総理大臣 委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

震災から1年半が経過をしました。被災地においては、初めて高台移転、あるいは災害公営住宅の建設が始まるなど、復興に向けた動きが目に見えるようになってまいりました。政府としては、先日、8月24日でしたが、第3回目の復興交付金の交付可能額通知を行ったところでございます。引き続き被災者や被災自治体に寄り添いながら、住宅再建や産業等の本格的な復興に全力を尽くしてまいりたいと思います。

また、福島復興については、今月4日に福島県や関係市町村からの要請を踏まえ、おおむね10年後に向けた国の取組方針をお示したところでございます。今後、これを素案として、自治体との対話や議論を深め、復興を加速してまいりたいと存じます。

こうした中、復興推進委員会では、本日、中間報告の取りまとめに向け、大詰めの御議論をいただくと伺っております。政府としては、さまざまな声に耳を澄ませながら復興の取り組みを進めていきたいと考えており、五百旗頭委員長を初め委員皆様におかれましては、精力的な御審議を改めてお願いをいたします。

(報道関係者退室)

○五百旗頭委員長 それでは、議事を始めたいと思います。

出欠状況であります。本日は委員15名全員が御出席でございます。

なお、政府の方から、ただいま御挨拶を賜りました野田内閣総理大臣、藤村内閣官房長官、平野復興大臣初め政府関係者に御出席いただいております。

なお、野田総理におかれては、公務のため、ここで御退席になると伺っております。お忙しい中、おいでいただきまして、ありがとうございます。

(野田内閣総理大臣退室)

○五百旗頭委員長 また、内閣官房長官におかれても、公務多忙の中で、中座されると承っております。

本日の議論の進め方でありますけれども、まず、皆さんの御意見をいただいて作成しました中間報告（案）について、御厨代理から簡単に御説明いただいた上で討議に入りたいと思います。それでは、御厨代理、中間報告（案）について、御説明をよろしく願います。

○御厨委員長代理 それでは、お手元にございます資料1「復興推進委員会平成24年度中間報告（案）」に従いまして、簡単に御説明を申し上げたいと思います。

全体の構成につきましては、先ほど委員長からもお話がございましたが、これは全体に「まえがき」と「あとがき」がついて、その後1、2、3という3つの事項が整理をされております。「まえがき」と「あとがき」については、この後すぐまた申し上げますが、とりあえず中身に入りたいと思います。

まず、4ページ目をおあけください。「東日本大震災と復興の現状」ということでございまして、ここで本委員会において政府の皆様から報告をいろいろ受けてまいりました復興の現状というものについて、事実関係を中心に整理をいたしました。(1)が「被災状況」、(2)が「初期の対応」、そして5ページ目に移っていただきますと、(3)が「被災者支援」、そして(4)として「復興に向けた政府の動き」、さらに(5)として「復興のはじまり」ということでございまして、6ページをおあけいただきますと、(6)として「産業・雇用」、(7)として「福島の復興」ということでございます。

ここで一応、事実関係中心の整理が終わりまして、9ページから、2として「復興の課題と対応する取組」の項に入っております。きょう、お見えの委員の皆様からお示しいただきました主な意見を整理をいたしまして、ここにきちんと並べたものでございます。同時に、委員の各意見に対する取り組みについて御紹介をすることになっております。

まず(1)が「地域づくり」。その中で「地域づくりの考え方」というものを説明をいたしまして、「住民による地域づくり」、そして、10ページをおあけいただきますと「理念とスピードを両立させた地域づくり」。そして②として「地域づくりの推進」「柔軟な制度運用による個別課題の解決例」というものをそこに網羅してございます。そして、11ページにまいりますと、③が「災害廃棄物（がれき）処理」。

そして(2)に「くらしの再生」ということが出てまいります。さらに12ページをおあけくださいますと、①として「被災者支援」。とりわけここでは「コミュニティ活動・文化活動等への支援と健康管理・心のケア」というものがございます。続きまして「被災者

への情報支援と共有」ということが出てまいります。さらに、13ページをおあげいただきますと、②として「復興を契機とした地域包括ケアの構築」。

さらに、今度は（3）でございますが、「産業・雇用の再生」。①の「しごとの確保」は「今後の雇用対策」というところから始まりまして、14ページをおあげいただきたいと思えます。②として「地域経済の再生」。まず「企業」というものが取り上げられます。さらに、15ページをおあげいただきますと、続きまして「水産」、さらに「農業」、そして「観光」というぐあいに記述が出てまいります。さらに、16ページをおあげいただきますと、③として「新たなエネルギー利用の模索」。

そして（4）が「原子力災害からの復興」。①の「暮らせる環境の回復」は「原子力災害による避難者や地域への支援」という項目がそこに取り上げられてございます。17ページにまいります。「除染・賠償」。さらには、②として「風評被害への対策」、③といたしまして「放射能に対する住民不安の解消」ということでございます。

18ページをおあげいただきますと、今度は（5）として「各種制度の活用」ということでございます。順番に「復興特区」「復興関係予算」。19ページをおあげください。「基金」というものが出てまいります。

（6）でございますが、「制度を活かすためのオーダーメイドの相談と対応」というものが掲げられます。

そして（7）「取組事例の共有」ということでございます。

20ページをおあげください。（8）として「人的支援」。「公務員の派遣」「民間専門家の派遣」、さらに「企業、NPO、ボランティア等多様な担い手による応援」ということがそこに書いてございます。

21ページに（9）として「災害の記録と伝承」。

そして（10）の「復興庁の役割」は「復興庁への期待」と「委員会の活動方針」が22ページにわたって書かれております。

以上に続きまして、3番目、23ページ以降は「年次報告に向けた課題整理」ということになっております。課題の整理をどういうふうにして重点的にやっていくかということについて、そこでは取り上げてございます。ごらんいただきます。

（1）「地域づくり・住宅再建の早期実現」。「丁寧な住民合意形成とスピードアップの両立」、これは1つのポイントだろうと思えます。そして、24ページにまいりますと、①として「被災地方公共団体の体制支援の継続等」、②といたしまして「合意が整った地区の工事を先行させる段階的な整備」、③は「復興特区の枠組みや一括発注の仕組みを活用した制度・手続面の更なる工夫」、④は「災害公営住宅を活用した中心市街地の地域づくりの推進」、そして⑤といたしまして「住宅復興に係る工程表の可視化」という問題が取り上げられます。

25ページに移ります。ここから（2）といたしまして「生活復興から発展する地域包括ケア」。①といたしまして「被災者の今を支援」ということでございます。②は「地域包

括ケア」。

そして(3)として「被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援」。中を見ますと、①で「地域資源や地域社会を活かした特色ある地域づくり、新産業の創出」について述べられます。26ページに移ります。今度は②としまして「一次産業の経営革新」、③は「観光業の推進」でございます。

そして(4)として「原子力災害からの復興」。①「原子力災害からの復興をめぐる状況」というものの記載がここにあります。そして、27ページをおあげいただきますと、②といたしまして「各府省庁の壁をのりこえる取組」、③「放射線による健康への影響の懸念をはじめとする不安に関する問題」というものが取り上げられ、そして④として「リスクコミュニケーションの必要性」というものがここで訴えられることとなります。

28ページになりますと、(5)として「自治体、支援者等における事例共有と被災者による情報共有を通じた協働」ということがここでうたわれます。①をごらんください。「自治体、支援者等における事例共有」、さらには、②として「被災者による情報共有」ということが言われます。

29ページをごらんいただきますと、(6)といたしまして「災害の記録と伝承」ということについて、ここで議論を尽くしております。

そして、ページをめくっていただきまして、最後に「あとがき」というものが出てくると、こういう全体構成でございまして、今、項目を中心に読み上げてまいりましたけれども、一応、ページをめくっていただきますと、大体、この30ページの中に皆様からいただいた御意見、それから、こちらの取り組み、いろいろなものがそこに凝縮して入っているというふうにごらんいただければよろしいかと思えます。

そして、この1～3につきましては、これから順次各委員に御意見をいただくことにいたしますが、さきに申しましたように、「まえがき」と「あとがき」は性格が違うものでございます。いわゆる事例を詰めてというものではございませんで、多分にそこは私が書き下ろした部分でありますけれども、既に委員の皆様からもいろいろ御意見をいただいておりますが、これは平場で御意見をいただいて修正をしようと思っておりますので、まず、この「まえがき」そして「あとがき」について御意見ある方から伺って、それをお聞きした上で、本論の方を順次回すという形にしたいと思っておりますので、ここまで私がお話を続けることとなりますが、この「まえがき」はいかがでございましょうか。私も一気に書いてしまったものですから、後から読んでみて、ここは余りよくなかったかなと思う点もございまして、それも含めて、委員の皆様からの御指摘を受けて、私としては修正をしたいと思っておりますので、いかがでございましょうか。意見を既にお寄せいただいている委員の方から、どうぞ御遠慮なく言っていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

では、よろしく願いいたします。

○横山委員 このたびの中間報告は、今まで委員がいろいろ思いを込めてお話しさせていただいたことをまとめていただいたことに対して大変敬意を払うところではございますけ

れども、この中間報告が外に出ていったときに、1人でも多くの被災地の方のために役に立つというのが一番大切だと思っております、そういう意味で、最初に触れる「まえがき」のところはつかみのところでございますので、とても大事な文章であろうかと思っております。御厨先生がお書きになったということでございますので、構想会議の考え方から、ずっと脈々と継続している思いもお入りになっていると思っておりますので、内容としてはよろしいのでございますけれども、ちょっと言葉が気になるところが複数ございまして、そこだけ御指摘をさせていただきたいと思っております。

まず、教えていただきたい言葉がございまして、「国うみ」という言葉が出ておりますけれども、聞き慣れない言葉でもございますので、ここの部分をわかりやすい言葉にさせていただくか、もしくは「国うみ」という言葉の意味をどこかで触れていただくとか、これがまず1点、気づいたところがございます。

それから、1行目の「地震、津波、原発事故」という、これは本当に日本の災害の中で初めて経験することでございますけれども、これはとても重たい経験でもございますので、それを受けた言葉が「トリプルパンチ」というのがちょっと気になりまして、ぜひ美しい日本語でここを表現していただくか、この言葉はなくても十分に伝わるのではないかと感じさせていただきました。

それから、この後に続く第2項、第3項のところをいろいろ表現なさっているのだと思うのですが、今回の災害が被災地だけではなく、全国民、それから、海外のことも含めて、我が事のように感じなければいけないということ表現なさっているのだと思うのですが、2ページ目の下から2行目の「隣は何をする人ぞ」と、3ページ目の1行目の「人のふりみて我がふり直せ」というのは、とてもわかりやすい言葉ではございませんけれども、ここも一工夫していただければと思った次第でございます。

以上でございます。

○御厨委員長代理 「あとがき」の方はよろしゅうございますか。

○横山委員 「あとがき」に関しましては、私の方は大丈夫です。

○御厨委員長代理 わかりました。国語の先生から叱られているような、そういう思いでございまして、いただいたので、こっそり直してしまっただけというのをやめまして、ここに出していただいて御批判を仰ぐ方が、皆さんで議論したということが重要だと思っております、今の御指摘のところではございますが、この「トリプルパンチ」は省いても大丈夫でございますので、「地震、津波、原発事故が東北の大地を襲った3.11。」というふうに直させていただきます。

それから、「国うみ」というところも、これは国土の創造というふうな、神話の世界から言っても、そのものが創造できるような、つまり、ただ単純にあったものを直すという話ではなくて、国全体、国土全体を新しくこしらえていくような雰囲気といいますか、その精神を入れたつもりでございまして、ちょっと考えまして、適当な言葉があれば入れかえる等々、ここは御一任いただければ、少し工夫をしてみたいと思っております。

それから、この後の「隣は何をする人ぞ」というのは、実は「秋深し」を入れておりませんで、要するに「秋深し」でやると違う意味になるので、これだけを入れたのですが、確かに、どなたか忘れましたが、軽薄であると言われましたので、ここは直しましょう。

「『隣は何をする人ぞ』のような事態に陥らぬよう、」を省きまして「復興への取組を進める中で、具体的な事例」。もう一つ、3ページ目の1行目の「『人のふり見て我がふり直せ』ではないが、」を取れば、「よその事例にヒントを得て」というふうに普通に文章がつながってまいりますので、そこら辺は直すということでよろしゅうございましょうか。

○五百旗頭委員長 全面降伏のようでございます。

○御厨委員長代理 全面降伏です。ちょっと遊んでしまったのが私の失敗であったかと、深く反省をしております。

○五百旗頭委員長 どうぞ。

○清原委員 「あとがき」のところで、9行目の「プロの専門的知見、あるいはアマの市民目線」と書いてあるのですが、こここのところも、復興の主人公はあくまで市民ですので、その意味で、アマチュア、素人という言い方は非常に違和感があります。順番も、市民の目線の方が先だと思います。「あるいは」といった言葉ではなく、「市民の目線、またプロの専門的知見を大事にして」ということではないかと思います。

○御厨委員長代理 わかりました。それ1点でございますか。

○清原委員 はい。

○御厨委員長代理 これもさらさらと書いてしまったところだろうと思ひまして、ちょっと反省をしておりますが、市民目線を大事にして、また、プロの専門的知見もということで、これはひっくり返して、そういうふうに修正をいたします。ありがとうございます。

○五百旗頭委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 福島県では今、東日本大震災と原発事故が風化することを一番懸念しています。風評でも困っていますが、風化しても困ってしまいます。ですから、風化させないという一文がどこかに入っていればと思ったのです。中間報告のどこかに入れていただけたらと思います。

○御厨委員長代理 わかりました。それは「まえがき」の方にどこか場所をこしらえてということ。

○佐藤委員 賛成です。

○御厨委員長代理 それでは、文章のリズムというのがございますので、今の御意見をあわせまして、「国うみ」という言葉とあわせて、「まえがき」は書き直しをいたしまして、改めてということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

○五百旗頭委員長 どうぞ。

○牛尾委員 僭越なのですけれども、本当に細かい点で申しわけないのですが、「まえがき」の2ページ目の一番下の行で「成功しそうな事例」のところを、「成功が期待される事例」という形に変えていただきたいと思います。

○御厨委員長代理 わかりました。また叱られてしまいました。確かに「成功しそうな」というのはいけませんね。「成功が期待される事例」、そういうふうな文章に直させていただきます。

どうぞごめいましょうか。この「まえがき」と「あとがき」については、この辺のところはというのがございましたら、また御指摘を賜ればと思いますが、とりあえず今の点を修正し、それから、修正を入れたものをもう一度再構成して、どこかに入れるということで、一応、「まえがき」と「あとがき」についての議論は終わったということでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○御厨委員長代理 それでは、委員長に返します。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

皆さんの率直な指摘によって、公文書として恥ずかしくないものにレベルアップしていくということを見るのは大変うれしいこととございませう。「まえがき」「あとがき」は非常に目につくところとございませうので、具体性とは別の次元で非常に大事だと思われませうので、修正いただき、ありがとうございます。

続きまして、1、2、3の中身について、御意見少なくないと思われませうので、手を挙げる方だけというやり方ではなくて、皆さんそれぞれに御発言をいただくようお願いしたいと思われませう。御厨代理が今、随分お話しになったので、続いて牛尾委員から、質問ありませうか。

○牛尾委員 まず、全体の構成ということで、事例を大変入れていただいて、わかりやすくなったのですが、全部、文章の流れの中に事例が入ってしまっているので、本文と事例を書き分けていただければ、さらにメリハリがついてわかりやすいのではないと思われませう。本文と事例が並列的に流れていってございませうので、文章とか論理の流れが少し平板になっているかなという気がございませう。

○五百旗頭委員長 段落がついていないところもございませうかね。段落をして、それに関する事例が入ったのだということが可視的にわかるようにすればよろしいですかね。

○牛尾委員 そうしていただくと非常に読みやすいと思われませう。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

○牛尾委員 あと、ちょっと細かい点なわけございませうけれども。

○五百旗頭委員長 どうぞ、遠慮なく。

○牛尾委員 4ページの本文の下から2行目の「原子力災害対策本部災本部」というのがよくわからないわけございませう。

○五百旗頭委員長 後ろの「災本部」が要らない。重複ですね。原災本部と略すというところを、上にも上がってしまったわけございませうかね。「原子力災害対策本部（以下、原災本部）」ですね。

○御厨委員長代理 これは間違い。ミスプリであります。

○牛尾委員 あと、もう一つ、また細かい点で申しわけないのですけれども、7ページの上から2行目を「鉱工業指数」ではなく「鉱工業生産指数」に変えていただきたい。「生産指数」の方が正しいので、こちらに変えていただきたいと思います。

まず、一巡目はそこだけです。

○五百旗頭委員長 そうですか。大きいことも小さいことも、遠慮なく、どうぞおっしゃってください。ありがとうございました。

それでは、岡本委員、お願いいたします。

○岡本委員 大変いい報告書をおまとめくださって、御厨委員に敬意を表します。

これだけを読んでいくと、抵抗感なしにずっと読めるのですが、今、現地で起こっていることの雰囲気といささかミスマッチというか、ずれている部分がある。被災地では実際にまだ復旧すら進んでいないところが多い。国からのお金は豊富についていますけれども、非常に立派な計画をつくったために、区画整理の段階にまでとても至っていない。

それから、地権者の確定が全く進まない。相当いい加減な体制が過去にあり、地権者が死んでしまっても、それを届けなかったり、そのために、地権者となるべき人が1つの区画に30人も40人もいるというような状況が各地で出てきている。全くどうしていいかわかりませんという声はかなりいろいろなところにあるわけでございます。

それから、漁港の整備にしましても、嵩上げは各浜ごとを考えると、とてもでないが、いつになるかわからない。確かに制度はあるし、補助金もつくのだけれども、しかし、業者がない。資材の価格が高騰してしまって手が出せないとか、いろいろございます。

それから、これはぜひ村井知事にもお伺いしたいところなのですが、いろいろなところから聞こえてくる中で、この報告書とは直接関係ありませんけれども、防潮堤をどうしてあんなに一律に高くするのだと。海が見えなくなってしまう、牢獄の中にいるようだ、観光資源としても死んでしまう、どうして県が一律に8メートルとか9メートルにするのか、100年に一遍の津波が来れば、我々は逃げるのだから、従来の高さでいいのではないかという声はかなりあります。このことが一番ホットな案件になってしまって、まち全体の復興のプランさえ決まらないというところも聞くわけでございます。

そういったような現場で起こっている実際のことをどうするか。復興ということで、理念的には大変立派に、そのまま流れていく報告書なのですが、実際の被災者たちが困窮している点とのギャップをどう橋渡しするか。

こういう一般的なコメントですから、ここをこう直せということではないのですが、本報告に向けては、私どもが理念的に考えてあるべき姿からいくというアプローチだけではなくて、ぜひ、現地で何が今、一番困っているかということのヒアリングをしていただいて、それをこちらへ反映させていく。それに対応する方策が本報告書の中に盛り込まれるような、そういう格好の報告書づくりになると大変いいと思っております。ですから、中間報告としては、私は特にここをこう直せということにはございません。御苦労さまでございました。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

大変深いコメントだと思います。かなり長期的な観点に立って、立派な報告書がある理念に沿って書いたら、そのとおりにいくものではない。その実情というのを、岡本さんのように現地をたびたび見られて、そういう方に指摘していただくのは非常に大事だと思うのです。それが全く途につかない、見込みが立たないという場合と、あるところまで大変苦勞しながら、だんだんに上がっていくということがあるのでしょうかね。次の局面が間近にきている場合もあれば、全く対応ができていなくて、展望も立たないという場合もあるのだらうと思うのですが、そのようなことについて、さらに御指摘いただいて、本報告においては、大きな方針とともに、リアリティーをしっかりと感じさせるものにしなければという御指摘、体现したいと思います。ありがとうございました。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今の問題は、海岸に限らず、内陸でも同じような問題がありました。かつて、福島県は大水害に遭い、平成の大改修を行いました。どうしても災害対策、災害対応というのは現況復帰になりますので、同じ災害が来ると、また同じ被害に遭うということで、福島県では、堤防等については多少嵩上げをしたとことがあります。これは、行政においてそれぞれ対応していく話であろうと思っております。たまたま、今、防潮堤の話がありましたから、話をさせていただきました。

今回の中間報告は、本当に大変な御労苦をかけて、素晴らしい報告をしていただきまして、ありがとうございました。福島県の原子力災害については、皆さん方にぜひ御理解いただきたいと思います。

災害が発生してから1年5カ月がたっております。私どもは災害対策会議をまだ継続しており、これまで280回行っております。原子力災害においては、二次災害的なものが今、出てきております。これは岩手県も宮城県も同様かと思えます。それは、被災者の避難所がどうしても以前と異なる場所に設置される一方、医療施設は以前のところに通うというような状況にあり、福島県では三春町に避難していた避難者が南相馬市の病院に行き、帰りに事故に遭ってしまったという事例があります。

また、福島県の最近の調査では、震災関連死は1,067人に上っております。仮設に避難している人たちの二次災害が出ていますので、心のケアや見守り対策が重要になっていきます。（子どもたちの心のケアについては、学校の）校長にも人材の確保についてお願いをしておりますので、この件は今後一層進めていただきたいと思っております。

それから、避難には、警戒区域からの避難者と、自主避難者がおりまして、自主避難者の人たちは借上住宅の入居の支援等が受けられない状況ですので、実態に見合った具体的な支援策が必要であると思っております。県外も含めた受入自治体及び避難所を支援する民間団体への財政的な措置も国にお願いしておりますので、委員の皆さんにも御理解いただきたいと思えます。

また、賠償は生活再建の大きな要素になりますが、これも遅々として進んでいないとい

うのが現況でありますので、これも御承知願いたいと思います。

次に、風評被害です。これは我が県以外にも被害が及んでいますが、特に福島県はあらゆる産業に及んでおりまして、中でも農林水産物については、正確な情報を発信しようと、生産、流通、消費の一連の過程において、検査体制を確立しているのですけれども、どうしても福島第一原子力発電所事故の印象がぬぐえない。過日、ヨーロッパと中国を訪問しましたが、その印象とともに（原子力発電所の爆発などの）映像により、どうしても福島県のものは・・・、という風評被害を受けております。これに対しては福島県はもちろん、政府においても対応していただいておりますが、詳細な情報をより一層しっかり全世界に発信していただくことが必要であろうと思っております。

それから、除染です。本県復興の大前提は除染であります。それを今、国・県・市町村それぞれで行っており、報告書に書いていただいておりますが、放射線に対する住民の理解や、信頼できる本当の安全基準、これらを世界の英知を集めて、信頼できるものをつくっていただくよう、その目標をきちんと立てていただきたい。先般、IAEAの天野事務局長との会談の中で、今度の9月の閣僚会議の中でさまざまな知恵を出してみようということでありました。当然、日本としても世界の知恵をいただいていると思っておりますが、さらにそれを極めていただきたいと思っております。

さらに、直接の被災地である双葉郡、この福島県の浜通り地方においてはJR常磐線は大動脈です。この再開が復興・復旧の大きな基盤になりますので、政府において努力してもらっていることは十分承知しておりますが、これだけの大災害ですので、国にさらに積極的にJR常磐線の復旧に取り組んでいただきたいということです。

予算については、今、県内の市町村長と意見交換会をしております。この中で、復興交付金、それから、除染についての費用なども、その地に対応した、一言で言えば、使い勝手のいい、そのような予算等にしていきたいという声が非常に多いものですから、皆さんに御認識いただきたいと思っております。

最後に、復興はスピード感が大事ですので、スピード感を持って、ぜひ皆さんに協議していただいて、（国に）意見を申し述べていただければと思います。ありがとうございました。

○五百旗頭委員長 ありがとうございました。

スピード感とおっしゃいましたけれども、そのスピード感を出しようがない悲惨さが福島の地で、それを率いられ、本当に大変だと思いますけれども、我々は復興会議のとき以来、福島の復興をしっかり支えるのだという観点に立って活動を続けてまいりましたし、これからもできる限り頑張りたいと思っておりますので、どうぞ頑張ってくださいますように。

では、達増委員、お願いします。

○達増委員 私から6つほど具体的な、文章に沿った意見を述べさせていただきます。

11ページの5行目から、土地所有者が特定できなかつたり、所在が不明であったりするケースの問題で、これについては、市町村が自由にできるようにというくらい、つまり、

今の法律にないようなことまで踏み込んで認めるようにしていかないとだめなのではないかという意見を述べていたのですけれども、復興特区法に基づく特例措置というところまでは書かれているのですが、さらに思い切った制度の変更というところまでは、その次の行の9行目の「更に必要な措置の検討」という、そこにそういう気持ちがかもっているのだということをこの場で確認させていただければと思っております。

3の「年次報告に向けた課題整理」というところで、幾つか調査審議する項目の中に、復興特区法に基づく特例措置までは書いているのですけれども、さらにそこから踏み込んだものは、具体的な調査審議事項としては書かれていないこともあり、ただ、何らかの検討を進めるべきということについては、そういう意味だということを確認したいと思えます。

同じ11ページ、20行目の「鉄道などの交通インフラ」も、JRという言葉はここには出てこないのですが、今、佐藤知事から常磐線の話も出たように、宮城県もそうですけれども、やはりJRの復旧に対する国の支援ということは1つ大きいテーマだと思っております、そこまで踏み込んで書いていないのですが、21行目の「支援のあり方などの様々な問題の指摘」という中で、それぞれ3県、そういう意見があったということを感じておいていただきたいと思えます。

次に、19ページの「基金」の話で、この「取崩し型復興基金」は非常に使い勝手もよく、市町村の方でも重宝しており、その充実ということを書き入れられればと思っていたのですけれども、「制度が活用されていくことが望ましい。」というところまでしか書いていないのですが、その前の「自治体間で地域づくりや住民支援が一層進むよう、」という中に充実という気持ちも含まれているということを感じたいと思えます。

次に、25ページであります、24行目の「(3)被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援」もかなり切実な問題であると同時に、また、将来に向けた希望につながる大事なところでもあり、29行目に「産業振興・集積を図る」と書いてあるのですが、特に市町村は、企業立地促進ということで国にかなりいろいろやってほしいという要望が強くなります。ここには企業立地促進と具体的に書かれず、「集積」という言葉が使われているのですけれども、地元、現場からの具体的な企業立地促進がないと、なかなか雇用の場が生まれていかないという事情が東北沿岸地方にありますので、そういった気持ちを御理解いただければと思えます。

その下の31行目の「国・県・市町村はもとより、民間企業や経済団体等の英知を結集し、産学官連携による研究開発を推進することで、将来を見据えた我が国の経済社会の可能性を追求する新たな産業の創出」云々、これはかなりオールジャパン的な、国家プロジェクト的な、さまざまな経済団体でありますとか、あとはトップクラスの研究機関、大学とか、そういった総力を結集して東北の未来を切り開くような手を打っていく必要があるのではないかと趣旨のことを何回かこの場でも述べさせていただいたのですけれども、そういうことがここに込められているというふうな御理解をいただければいいのではない

かと思えます。

以上です。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

詳細にわたって、もう少し頑張って踏み込めというふうな点を中心に御指摘いただきました。固有名詞がなかなかこういう全体文書で出しにくいというところがあり、おっしゃるように、そこに意を組み込んでというふうに進めていただきたいと、国の方にもお願いしたいと思えます。

それでは、堀田委員、どうぞ。

○堀田委員 頑張って、いい構成のものをまとめていただいたとっております。そのことを前提で、4点ほど。

1つは、これは現地の被災者たちが納得し、また現地の自治体の職員たちが、よし、この方法でいこうと頑張れるような、そういう報告書、あるいは年次報告であってほしいと願っておるのであります。そういう点で、現地に入っておりますと、圧倒的に強い皆さんのお気持ちの1つが、政治のプロセスが遅い、もっと早く予算等決められたはずだ、もっと早く基本政策が決められたはずだという思いです。これは事務局としては書けないのだろうと思うのですが、復興推進委員会としては、そこもしっかり皆さんのお気持ちを酌むことが必要ではなからうか。となると、やはりこれは御厨先生の名文で、前にひとつそのことをうたっていただくことが要るのかなと思えます。それが第1点でございます。

それから、第2点、第3点は中身に関します。中身につきましては、いろいろ申し上げて、本当に上手に短い文章ですと報告書に入れていただいて、感服するとともに、マジックのようだと思っているわけですが、ちょっと引っかかる点があります。9ページの中ほど少し下の段落、行で言えば25行から27行にかけて、住民と行政が意見を合わせて案をつくっていく、それを「キャッチボール方式で交換しながら」とあります。これは重要な文章です。私はさらにお願ひして、「検討中の事項も含めて、」という25行目の文章をその前に入れてもらったのです。それはそれでいいのですけれども、本来、「キャッチボール方式」というのは、住民の意見を十分に入れながら、しかし、早く案をまとめていくために決定的に必要な方式なので、これはやはりここではなくて、理念とスピードを両立させるという10ページの方に、この方式が大切だということを書いていただく方が適切ではなからうか。

特にその中で強調していただきたいのは、行政の検討中の案をその段階で住民に示す、それについてまた住民が意見を言う、またそれについて案を示すという、検討中の案を公示するという点が非常に重要であります。なぜ重要かという、ほとんどの自治体がそれをやってくれず、相当固めてからどうだと示される、それだとキャッチボールにならないのです。すでにいろいろ根回しもして、地方議会にも回して固めたものですからというので、住民の意見を入れない。そうすると住民の不満は当然たまり、それが早く進まない1つの大きな原因になっております。検討中の事項をどんどん開示して意見交換して、早く

進めるという趣旨をぜひ、もう少し強調していただきたい。これが2点目であります。

それから、3点目は11ページで、まさに今、達増委員がおっしゃったところで、5行目から10行目のあたりで、いろいろ民事上の問題を書いていただきましたが、現地で今、一番おくらしている原因は、土地の買収、処分を個別にやっていることで、本当に被災者の方はいらいらしています。例えば、登記が明治のまま残っていて、所有者が確定できないとか、そういうことを個別に一々解決していたのでは、そこがネックになって、とても進まないで、これはやはり相当思い切った民事上の措置を検討していただくしかないだろう。これは民法の財産管理人制度の問題でやれる部分もあります。所有者が行方不明というようなケースではこれがやれますけれども、それだけにとどまらない、もっともっといろいろな障害がありますので、そこは、今、既にお進めになっているようですが、法務省を含めてしっかり検討を進め、相当大胆な合意案、あるいは登記の省略案等々を立てていただかないと、これから大きなネックになるのではなかろうかと思っております。それが3点目でございます。

4点目は事例についてで、事例はよく拾ってはおられますけれども、もっともっと微妙で、いろいろな工夫をやっている現地の第一線の職員たちの事例がありますので、今回はもういいですけれども、年次報告ではもっともっと幅広に拾い上げていただいて、実務的な事例を挙げていただければうれしいと思います。

以上4点です。

○五百旗頭委員長 ぜひ教えてください。こういう事例、味があるよと。もちろん復興庁の方でも手を回して、組織を使ってやってくれていますけれども、そこから漏れ落ちた、視点によって見えない場合もありますし、ぜひよろしくお願いたします。

民法の土地は、恐らく社会の根幹にかかわることだと思いますし、一方へ振った結果、誰かの権利が損なわれることもあるかと思います。法務省でも検討していることだと思いますけれども、この大災害の中での問題性というのをしっかり提示して、最終的にそれだけで決められるかどうかはわかりませんが、やはり提起していかなければいけないことではないかと思えます。ありがとうございました。

それでは、横山さん。

○横山委員 細かいことも含めると7点御指摘をさせていただきたいと思えます。

冒頭に申し上げましたけれども、今までのこの委員会での話の中身を非常に細かく拾っていただいて、それをまとめていただいたことに感謝申し上げたいと思えます。ただ、今までの委員会のプロセスとか、全くお知りにならない方がこれを見たときに、どこまで理解できるかというのがとても大切なことだと思います。

章立てでございませうけれども、この3つに分けているのは非常にいいと思うのですけれども、2つ目の対応する取組、それから、課題整理のところでも重複しているところがあるかと思えます。よく読んでいきますと、2章目で書いてあるものの詳細を3章目で書いていると思うのですけれども、それがわかるように、例えば、エネルギーの問題であるとか、

地域づくりの問題であるとか、そういったところを、3章では何ページに書いたみたいなのことを明示しておくことによって、ダブっているのではなくて、詳細が書いてあるというふうに見えるかと思えますので、見る方がよりわかりやすく、この内容を理解できるのではないかと思えますので、そういった工夫をぜひしていただきたいというのが大きい1つ目の問題でございます。

それから、9ページでございますけれども、今、堀田先生が御指摘のところとダブるわけでございますけれども、住民と一緒にまちをつくっていくということがとても難しいことであるのは、今回の復興計画、それを実践していく上で、自治体の方が一番御苦労されているところだろうと思えます。そういった中で、さまざまな方が中に入って、いろいろな手法で住民の意向を取り上げるようなことをやっているわけですが、24行目の「地図やジオラマの活用」というのは、いろいろなワークショップの中の1つの手法だと思います。演劇の手法を取り入れている方もいれば、いろいろいらっしゃるんで、全部羅列をするということではなくて、住民の思いをどうやって引き出すかということがいかに大事かということが、ここで多分、必要になってくることだと思いますので、そういった言葉も少し加えていただければと思っております。

それから、10ページの「柔軟な制度運用による個別課題の解決例」として、31行目の国交省で出されている「ガイダンス」は、とてもよくできた内容だとは思いますが、この「ガイダンス」を今まで使っている方が少ないということで、これをお手本にするのはいいことと思えますけれども、逆に国交省の「ガイダンス」以外でも、さまざまな省庁や、さまざまなまちづくりの団体でもいろいろなノウハウがございますので、それもどこかで触れていただければと思えます。ただ、これも具体的に出すと、ちょっと読み切れなくなると思えますので、それは、きょう、別紙で頂戴していますけれども、取組事例の中で、省庁だけではなく、民間も含めて、いろいろなまちづくりの手法がございますので、それをお示しになったらよろしいのではないかと思います。

それから、3点目でございますけれども、11ページの「災害廃棄物（がれき）処理」のところ、25行目に「再生資材として活用したり、処理を進めることが大原則である。」とございます。がれきの問題は重要課題だと思いますけれども、再生資材で活用するのが大事というよりは、まずはがれきを被災地から一日でも早くなくしてさしあげるというのが、被災した方たちの心の思いと、それから、復興に対する、まず一歩だと思うのです。言葉の問題ですけれども、処理を進めるのが先で、再生資材として活用するのは後かなと思えます。

それから、32行目、33行目の海岸防災林のことでございます。これは結果が出ているところと、これから取り入れるところとございますけれども、非常に難しい検証があるのではないかと思います。省庁によってとらえ方が違うということで、活用したくてもできないという法律的事実があったりとか、実際に木材をそういうところに使っていいのか、いろいろあるというふう聞いております。これが大丈夫だよということであれば、

ここに例として出すのはよろしいかと思えますけれども、私自身で判断はつきませんが、ここは検証をしていただきたいという点でございます。

それから、12ページでございますけれども、コミュニティ活動の中で、仮設住宅に何回か足を運ばせていただいておりますけれども、皆さんが希望を失わずに生き生きと生きるためにいろいろなことを工夫されています。その中で、18行目に「日曜大工的な工作」とございますけれども、「日曜大工」という言葉よりも、例えば、もともと大工さんをなさっていた方が、自分の技術を使って仮設の中で生かすであるとか、そういうことに近いと私は思っているので、この表現を、専門的な技術であるとか、従来、高齢者の方がなりわいにしていたことが、仮設や地域のために生かされているということで、多分、希望を持つというか、そういうことだというふうに私は理解しております、ここの表現を変えていただいた方がよろしいのではないかと思います。

それと同様でございますけれども、13ページ目の「しごとの確保」のところでございます、30行目に「女性や高齢者が中心となって、手作りの手芸品を販売する」とございますけれども、なぜ今回、女性の方々がいわゆる手仕事をなさっているかというのは、もともと農業・漁業をやっている方が多い地域でございます、その方々はもともと手を使ったなりわいもなさっているわけですね。そういう方々が仮設にいても、ただ黙って普通に生活をしているのではなく、何か人のためにということで、いろいろつくっていらっしゃるわけです。これは趣味・嗜好というよりは、やはりなりわいになっているので、コミュニティビジネスにつながっているかと思えます。3章目にそういった文言も出ておりますけれども、「手作りの手芸品」という言葉がよろしいかどうか、「手仕事の復活」とか、そういった言葉に変えた方がよりいいのではないかと思います。

あと、もう一つ、最後でございますけれども、21ページになります。これが今回、私が本当に皆様にお伝えいただきたいと思って、事前に意見を申し上げて入れていただいたところでございます。32行目の「復興庁の役割」の「復興庁への期待」でございますけれども、関係省庁に対するリーダーシップを強力に発揮してほしいというところでございます。

つい先日、「NHKスペシャル」で復興予算19兆円がどのように現在使われているかという検証がございまして、あれを見た方はとてもショックを受けていらっしゃるかと思います。細かい御指摘は申し上げませんが、復興に対するお金というのが十二分に被災地に行き渡っているかということに関しては、復興・復旧の速度によって、今すぐ使えないということもあって、お金を使うことが大事なのではなくて、必要なところに必要なものが届くというのが大事だと思います。

あの番組で指摘されていたのは、グループ補助金を使って商店街を再生しようと思っていた方々が、今回、見送られた。その理由が、予算が足りなくて今回は見送ると、優先順位から言うと下の方だということで、4カ月かかって、今まで書いたことがない書類をみんな知恵を瀬合わせてつくったものが非常に残念な結果になったということと、逆に県外で、被災地とは直接関係ないと思われるようなところに補助金がついて、たしか企業立

地とか、そういったことに使われたかと思えますけれども、そういった矛盾点がああ番組では出されていたわけです。そういったことは間違っていることだとは決して思いませんが、優先順位をそれぞれの省庁の仕事としてつけるというだけではなく、復興庁が、今、何が一番優先するののかというところでのリーダーシップをぜひとっていただきたいということでございますので、この文言に非常に力強さを感じますけれども、ぜひそういった復興庁になっていただきたいということでございます。

以上でございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

多岐にわたって重要な指摘をいただきました。「NHKスペシャル」は私も見まして、うーんという思いでしたけれども、復興構想会議、あるいはそれを受けて基本方針のときから、もちろん復興のための財源ということですが、このたびの震災で明らかになった、例えば、小学校の耐震ができていないぞと、そういうものに手当てするというのは基本方針にも書いているのですね。

それから、我々の復興7原則の5番目に、被災地の復興と日本経済の再生は相互補完的、両輪だと。もちろん、だからといって、日本経済再生のための対処はやり出したら切りがない。被災地への対処が中心になるのだけれども、しかし、一定部分はあり得るということは我々は想定していたので、そのあたり、否定すべきではない。この度の大災害で知ることになった危険性を踏まえ、次なる災害において国民を救うという対処も劣らず重要です。完全に否定できないけれども、しかし、それが多くなり過ぎると、やはり財政規律上どうなのか。限度、節度が必要でしょう。そのあたり、後で平野大臣からもコメントいただければと思いますので、後ほど、皆さんの意見を伺った後で、発言の機会のときに言及していただければありがたいと思います。

それでは、吉田委員、どうぞよろしくお願いします。

○吉田委員 では、私から何点か。

まず、第1点ですが、これは先ほど堀田先生がおっしゃったことと関係するのですが、5ページの「復興に向けた政府の動き」についてです。よく現地からも聞くのですが、復興のスピードがどうだったのか、おくれていたのではないか。特に予算措置が、復興に関する財源の問題もありましたけれども、去年の11月までおくれたと。そういう認識について、この報告書の中で明記しているのかどうか。「まえがき」か、あるいは政府の動きの中で、このおくれは政府の責任ということをおっしゃったと思いますが、我々として共有して、その上でこれからのスピードアップが必要だと言うべきではないか。我々は民間の委員会というか、第三者なわけですから、そういうことを明記すべきではないかというのが私の1つの意見です。

次に予算との関連です。これは佐藤知事もおっしゃったことなのですが、後で2013年度予算の関連でも申し上げるつもりですが、今、この予算がどれだけ使い勝手のいいものになっているか。いろいろな基金ができて、あるいは中小企業対策等できめ細かなこと

をやっている、それは非常に評価しているわけです。しかし、一方で、今回の震災の特徴が何だったかと言えば、阪神との違いとして、よく指摘されることですが、面的な問題ではなくて、非常に個別、個別の問題だということです。そうであれば、地域の特性を生かした施策、対策をやらなければならない。地方分権とも絡むわけですが、地方自治体の特性を生かしたような予算の使い方をしなければならない。先ほど佐藤さんがおっしゃった、要は、一括交付金の形であれ、枠として渡して、その中で地方自治体が事業に応じて執行できるような体制、これについては我々のこの報告の中でもどこかで触れるべきではないかという意見を持っています。

もう一つ、法律の問題で、先ほど堀田先生も指摘されたのですが、私、法制審の委員も兼ねておりますが、先日の法制審で、区分所有の問題について諮問がされました。これは阪神の経験に鑑みたものであって、今回の大震災ではほとんど適用がありません。その中でも意見として申し上げましたが、法務省等で先ほどから出ている、土地にかかわる問題をなぜ早く整理して、早急な法措置をとらないのか。本来であれば、国会の場から声が出るべきなのでしょうが、出ていない。それについて、我々としてもやはり指摘してやるべきではないか。ただ、具体的な知見となると、我々の力では及びませんので、法務省、あるいは法律関係者に対して、こういうことをやっていただきたいということも申し上げるのが我々の役目ではないかなと考えるところです。

それと、最後に、これは岡本先生もおっしゃって、私もなるほどなと思ったのですが、この委員会の役割は何か、何を果たせるのかということです。先ほど現実とのギャップということをおっしゃった。私も全くそのとおりでと思います。せっかく選ばれたわけですから、この場で何とか地域の役に立ちたいと思うわけですが、この立派な報告書、これは本当によくできた報告書だと思いますが、これの結果を今後どうやって生かしていくのか。先ほど今後の活動の方針の中で、地元からヒアリングをし、さらにそれを生かしていくということがありましたので、ぜひそういうプロセスで生かしていただきたいということです。

最後に、先ほど横山委員もおっしゃいましたけれども、復興庁がどう活動するのかという問題です。復興庁がワンストップという形で政策を進めているわけですが、についてやっているわけですが、政府の、特に行政の仕事は全てそうですが、予算に仕事がつくということです。予算措置については、復興庁の性格からいって、今回の2013年度予算を見ていただければ、概算の段階を見ていただければわかるとおり、縦割りの中でいろいろなものが出てくる。中には、たしか平野大臣も指摘されたかと思いますが、これが本当に復興にかかわるものかどうか精査が必要なものもあります。そこら辺は先ほど横山委員が言った復興庁のリーダーシップということと絡みますけれども、精査して、先ほど一括交付金ということも申し上げましたけれども、役に立つ形での予算をつくる。それが復興庁の役割としてあるのではないか。財務省がやるべきでしょうけれども、復興庁の役割にも期待したいということをお願いしたい。

以上です。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

なかなか踏み込んだ御意見をいただきました。

それでは、村井委員、どうぞ。

○村井委員 それでは、中間報告に対する意見の前に、岡本委員から先ほど御質問がありました。それについて答えてよろしいですか。先ほどのA市の防潮堤の話です。確認したいのですけれども、あれは住民の方のお話を聞かれたのか、テレビ番組をごらんになっての御質問だったのでしょうか。

○岡本委員 住民です。しかも、これはA市だけではなくて、各地で聞く話でございます。県が一律に高い防潮堤をつくってしまっていることに対する住民の混乱ということでございますね。

○村井委員 私の認識では、大きく反発が出ているのはA市だけで、あとのところはいろいろ調整をしながら前に進んでいるという認識であります。

防潮堤の高さにこだわっている理由は3つございます。

○岡本委員 B町も相当強い不満がないですか。

○村井委員 私の方には強くは入っていないです。もちろん、意見調整はしておりますけれども。

3つ理由がございます。まず1つは、反対されている方たちの理由の1つに、海が見えなくなる、自分たちは津波が来たらすぐ逃げるのだ、実際、今回、死んだ人は近くにいないのだとおっしゃるのであるのですけれども、実は、その奥におられた方たちが多数亡くなった。その方たちは、家屋等が建っていて、海が見えません。したがって、津波が来たと言っても、自分たちのところまで来ないだろうということで亡くなってしまったということです。百数十年に一回の津波でありますけれども、かなり大きな津波が、要は6メートル、7メートルの津波がまいりますので、その津波が来ることによって、海の近くにいる人はまた助かるかもしれませんけれども、その奥にいる人たちが大変な被害を受けてしまうのではないかということに危惧している。やはり人命を最優先にしたいということが1つ。

2つ目は、財源があるうちにやらないといけないということです。今回の復興財源というのは期間が限られていますので、いずれ皆さんが合意するまで待っているうちに財源がなくなってしまうと、もう整備ができません。実は、A市で、今、橋をかけていますが、架橋の際も、数十年前に同じ話が出たときには、地元の皆さんは猛反対だったのです。それは一部の人たちが猛反対だったのです。それでその計画は頓挫しました。ところが、その後になって高齢化が進んだから、橋をかけてくれと。ただ、そのときにはもう財源がないので県はやれませんということで、これもまた数十年かかってやっと国と調整して橋がかけられるようになったということです。「だめだ」という人の声は大きいものですから、非常に目立って、テレビでも取り上げられますけれども、財源がなくなってしまうから、さあ、つくれと言われても対応できません。今の民主党政権ではいろいろな意見を聞いてく

れるので、財源も準備してくれましたけれども、小泉政権のときの三位一体改革のように地方の財源が大きく削られたときに、同じような災害が来てしまって、さあまたやってくれと言われたときには、もうお金がないということです。

3つ目は、だめな人の意見も聞かれているというのですけれども、実は私のところには、ぜひやってほしいという声もたくさん届いている。大体、そういうサイレントマジョリティーの声はなかなか外に出ない、マスコミの前にも出ないということがあって、したがって、つくってくれという意見もあるということでもあります。

しかし、依怙地になって、何が何でもやるということではなくて、今、いろいろ調整はしています。基本的な原則は崩していませんけれども、防潮堤の高さ等については、低くするために何かいい方法はないのかということ、今、いろいろ議論をしております。例えば、漁港のすぐ裏に山があったりしますと、その高低差をうまく活用すると、防潮堤と同じ役割を果たすことができます。ただ、今の決まりでは、漁港の中にしか防潮堤をつくってはいけないことになっていますので、それは今、国と、若干後ろに下げることによって、防潮堤と同じ機能を持たせるものを今回の財源でつくれないですかといったような調整をしながら、住民とよく話し合っているということでもあります。

話し合いをしながら進めてまいります。ただし、原則は命を守るということで、景観も非常に大切ですが、私としては、今回のような津波ではなくて、一段ランクの低い津波であったとしても、命がなくなるようにしたいという思いを持って取り組んでいるということでございます。それでは、時間が余りありませんので。またありましたら、終わりましたから、ぜひお願いします。何か不満そうな顔をされているので。

それでは、中間報告についてお話しします。非常によくまとまっていると思います。感謝いたします。どうもありがとうございました。私から2点お話しします。

1つは、達増委員からもお話がありました。27ページの11行目から13行目です。実は、原発事故によります農林水産業の風評被害等、これはかなり大きな影響が出ております。きょうも政府に達増知事と一緒に要望に行きまして、この後、これが終わりましたから、東京電力にも要望にまいります。これについてぜひ、政府としても踏み込んだ、東京電力に対する指導、また中間指針にしっかりと風評被害を盛り込むようにということを強く書き込んでいただくと大変ありがたいと思います。

それから、最後の29ページの(6)の「災害の記録と伝承」でございます。これは基本的にアーカイブについて書いてあるのですが、今後大きな問題になってきますのが、遺構の問題です。地元の市長、町長は相当困っています。2つ例を言いますと、1つは、B町の庁舎です。あそこは今、いろいろな方が花を手向けて手を合わせる場所なのです。まさに遺構にふさわしい場所なのですが、あの建物でたくさんの方が亡くなっています。したがって、遺族の方はあれを潰してくれと、強い御要望です。だれが見てもあれは遺構として望ましいものだと思います。鉄骨の建物ですから、維持管理も楽なのです。ところが、潰してくれという声が半分、残してくれという声が半分。これがどうなるかということは、

これから非常に難しい問題になります。

もう一つの例を言いますと、A市なのですけれども、大きな船が陸に上がっております。この部屋の天井を突き破るくらい大きな船です。A市は、あれを残してくれと言っています。あの船では誰も亡くなっていないので、あれを残すことについて誰も異論はないのです。ただし、あの船はちょっと傾いているのです。あれは鉄の塊ですから、雨ざらしにしていると、だんだん朽ちてくるのです。上に上ろうと思っても、あんな高いところに上げません。仮に上っても傾いていますから、大変危険であるということで、残す場合はあのまま残すしかないのです。そうすると、市長は屋根をかけてくれと、屋根をかけようとしています。屋根をかけたりすると金がかかるので、国立公園にしてくれと言います。国立がダメならば県立公園でやってくれ、要は維持管理を県か国が持つという話です。常識的に考えたら、あれを残すというのは非常に難しいというのは誰が考えてもわかるのですけれども、誰も反対しないのです。

これから遺構の問題が非常に大きな問題になってきて、残した方がいいものがなくなってしまふ、潰した方がいいものが残ってしまうというようなことが出てくると思います。これは急がないと、はっきりとした方針を示さないと、どんどん今、潰していますから、遺構というものをどうすればいいのかということのある程度方針を示してやらないと、市長や町長に任せても、市長や町長は間に挟まれて判断ができませんので、ぜひこの委員会である程度の方針を示して国に提案してあげた方が、政府としても判断しやすいのではないかと。県がやればいいと言われても、県も中間に挟まれてなかなかしづらいのです。県に何の権限もないものですから、その辺が難しいということがありまして、こちら辺をぜひお願いできないかなと。この2点だけ。あとは委員長と委員長代理にお任せします。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

遺構の問題は、そのためのコミッティーでもつくるべきなのではないでしょうか。ありがとうございました。

それでは、星委員、どうぞ。

○星委員 私は、この中間報告、大変よくまとめていただいて、よかったなと思っております。中身について、私が言うものは何もございません。

ただ、この委員会でいろいろな話が出てきた中で、スピード感を一番大事にしなくてはならないのだけれども、そうやって言うことは何に問題があるかといったときに、情報がきちんと伝わっていない、または説明というのが、ここまで進みました、ここまでできましたというふうな話が、住民の皆さん、避難されている方に懇切丁寧に行き届いていないのではないかと、それが一番心配でございます。つまり、今、一生懸命、国も県も市町村も頑張っているのだよということとか、どこまで進捗しているのだとか、また、このところは率直に言うておくれしているよというふうなことを、対座ではなくて、円座でもかまいません、とにかくそこまで行って、いろいろな説明をしていただく。1回ではなくて、何度も行っていただいて、説明をしていただきたいと思います。それがわかれば、

あと何年待とうであるとか、こういうふうに変わっているから、このぐらいでうまく動けるのではないかということが出てくるのだと思います。

私が中間報告を読んだ感想で、これは今後の課題なのかもしれませんが、1つだけ感じましたことを申し上げますと、現状復旧ということ而建前というか、一番初めの基本にするという考え方はもちろんあるのだと思うのですが、実際問題として、これから何年も避難されていて、まちの住民が1人残らず戻って来られるまちを追い求めながら、もっとふえるということを考えながらも、ほかにたくさんの企業を呼んできて人口をふやすであるとか、そういうことも含めて、人口をふやしようまくいくところもあれば、それがうまくいなくて減ってしまって、今までのコミュニティなり、今までの行政サービスなり、そういうものが非常に弱く薄くなってしまいうという可能性が出てくるまちも一方で出てくるのだと思いました。そういう意味では、いろいろな議論を市町村という枠組みだけではなくて、もう少し広域圏の中で、そのやりくりといいますか、協働といいますか、そういうふうなことができる施策を図っていただいて、復旧・復興にスピード感を持たせるということがこれから求められているのではないかと思います。これは感想でございます。

以上でございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

それでは、重川委員。何かお久しぶりですね。

○重川委員 まず、中間報告(案)をおまとめいただきまして、本当に感謝申し上げます。

3点ございます。

まず1点目なのですが、1章、2章、3章の中で、1章では福島復興と書かれているのですね。2章、3章は原子力災害からの復興というふうに書かれております。あえて1章は福島という名前をつけ、2章、3章を原子力災害とされたのか、そこはわかりませんが、私としては「福島」という言葉の重要性とともに、これは福島だけではなくて、いろいろな波及、それから、全国で考えていくべき問題ということで、1章、2章ともに、福島復興、原子力災害からの復興というふうにタイトルをそろえた方がよろしいのではないかと感じたのが1点目でございます。

それから、それに関連するのですが、今回の報告書で一番重要な部分の原子力災害からの復興で、27ページの上の表現を読んでおきますと、例えば、2行目以降なのですが、「除染は、放射線量を低下させる上で一定の限界があるものの、着実な効果がある。」と。つまり、いいのか悪いのか、どちらなのか、やはりよくわからない。あるいは「原子炉の処理には30年以上かかる見通しとなっており、」は、これもずっと言われていることなのですが、30年の根拠が何なのか。本当に30年なのか。そこら辺も、被災地の方たちに聞くと、どうしていいかわからない、これをどう受けとめていいかわからないとおっしゃいます。それから「長期にわたる避難生活の支援が必要になる。」、これはここに書かなくても当然そうですし、「帰還を選ばない住民もいるから、帰還地域は、人口減少・高齢化が進んだ姿になる可能性がある。」とありますが、当然そうなることは見えている。

つまり、1年半たって、わかりやすく言うと、こういう表現というのはもう生ぬるいのではないか。もっともっと踏み込んで、その次のステップに行くようなことに、つらいけれども、はっきり言わなければいけないところは推進委員会として述べるべきであるし、ただ述べっ放しではなくて、それに対して、例えば、福島原発避難者の方が、今、高齢者が仮設に入っているらしいです。申請から3年で出なければいけないかもしれない、どうしようなどと、その情報が飛び交う中で、帰還ができなければ、本当にこのまま過酷な仮設住宅でお年寄りを5年、10年住まわすのか。それとももっと早い時期に次の展開を見せて、それを提示するような必要性も当然あると思います。そこら辺の次のステップの具体策をお示ししていくことは絶対に不可欠で、もう1年半もあれに耐えている方たちのことを考えると、踏み込むべきではないかと思っております。

それから、復興庁の役割。特に我々は復興庁の職員ではなく、推進委員会という立場を仰せつかっているのですけれども、例えば、復興庁の事業はワンストップを目指しました。これは助かっていますという意見もありますし、実は、ワンストップと言いながら、復興庁に出した後、もう一遍、結局、各省庁に出して、手間が2倍になったのですよねという意見もあるのですね。これは賛否両論、立場によって現場の意見は違うのです。さっきの話ではないですが、出てくるもの全部をうのみにするのではなくて、それぞれ、どういう場、背景があって、そういう意見が出てくるのかということを中心に検証しながら、復興庁の役割とか、あるいは現場で起きているいいこと、悪いこと、両方の検証を進めながら提言をしていく。

それから、事例集の中でも、いい事例もあるのでありますが、例えば、今、福島の町や市に行くと、本当に1年半、時間がとまったままで、ようやく罹災証明書をこれから出すのだけれども、一体どうすればいいのだろうと、町役場の方が頭を抱えているらしい。ほかの自治体に聞こうと思っても、どんどん先のステップに行っていて、取り残されてしまった空白の時間帯を埋めるためにとても苦労されているという声もたくさんあります。そんなような声も我々は奏功事例とともに拾って行って、現状をきちんと情報発信していくような事例も集めるのが我々の役割ではないかと思っております。

以上です。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

それでは、清原委員、どうぞ。

○清原委員 まず、報告を個別に何度もやりとりしながらまとめていただきましたことに感謝申し上げます。

災害から1年半から2年という今のこの時期は、何とか頑張ろうという、直後からの奮い立たせた気持ちがさまざま壁によって裏切られて、失望して、復興格差が目立ち始めていく中で、取り残され感から気持ちが萎えていく、みずからも被災者である自治体職員たちの疲労もピークに達してくる、そういう時期であると思います。阪神・淡路大震災のときにも、ちょうどこの1年半という時期、「復興の踊り場」と言われて、住民と県職員

との夜を徹したぶつかり合いも何度も行われました。失望を絶望に変えては絶対にならない時期であると思います。

そのことを踏まえた上で、1点目は、先ほど横山委員もお触れになりましたけれども、先週日曜日の「NHKスペシャル」で、大槌町の商店街仲間が4カ月かけてグループ補助金の申請をまとめ上げて、「やった」という高揚した雰囲気伝わってくる、画面を通して非常に胸を打つ写真の後、全体のボリュームが限られている中で、非常に苦しい選択を県の方もせざるを得ない中で、水産加工を優先したという解説があって、落選して落胆した、今アルバイトの生活をなさっている商店主の方、復興の中核になるべき子育て世代の方でしたが、その方が取材されていました。個店については一切支援がない、商店街も支援が手薄いと思われる商店主の方々の声は、被災地を回りますと、非常に多くの方々からお聞きします。

で、14ページの24行目の「企業」という項です。「地域経済の再生」の項が「企業」「水産」「農業」「観光」と続くわけですが、「企業」の中に入るといえば入るのですけれども、「企業・店舗」といったように、店舗が後回しになっているのではないかとされている方々が非常に多い中で、頭出しをして、36行目に「被災した零細企業の再建を」云々とありますけれども、こうしたところにも、「被災した零細企業や店舗・商店街の再建」といったような言葉を入れるべきではないかと思えます。

あわせて25ページの(3)の「被災地の将来を見据えた地域産業・仕事の支援」のところですが、30行目に「地域づくりと一体となった商業機能の再生も重要である。」と、1行の3分の2ぐらいのスペースで触れられているのですけれども、せめてもう少し「店舗・商店街の再建とにぎわいづくり」といったような文言を足した方がいいのではないか。全体の中で余りにも触れられているのが少ないなという感じがいたしました。そのことが1点目です。

それから、2点目は、個別の箇所について幾つかということで、まず10ページ4行目の「子どもや若者、女性」とあるのは、順番が「女性や若者、子ども」だと思います。

それから、13ページの10行目の「実践を試みるよき時期を迎えており、」の「よき」という言葉はここでは要らないのではないか。「実践を試みる時期を迎えており、」ということで十分だと思います。

それから、同じページの31行目ですが、「コミュニティにおけるしごと」というのはちょっとわかりにくいかなという感じがいたしますので、はっきりと「コミュニティビジネス」と書いた方がいいと思います。

それから、22ページの9行目ですけれども、「被災自治体や国の復興担当者、被災住民に役立つような提言」とありますが、これはやはり住民が一番先に来て、被災住民、被災自治体、国の復興担当者という順番ではないか。また、住民というのはその前の行にもありますので、「被災住民」という言葉でなくて「被災者」という言葉でもいいように思います。

それから、24ページの3行目の「マンパワー」という言葉なのですが、これはなぜウーマンパワーはないのかと言われかねないところがありますので、ほかの箇所でも使われている「人材」という言葉でいいと思います。そういったことが2点目です。個別の箇所です。

最後に3点目ですが、最終報告へ向けて、被災者の実感に届く言葉、被災者の方々が読んで、本当にそうや、復興推進委員会は味方やと思っただけの言葉が大事だと思います。この後、資料2の委員長提案の今後のスケジュールの方にも掲載いただいています、最前線で被災者の復興に取り組んでおられます市町村や県をぜひ応援していきたい。そこを応援していくために、「ヒアリング」という言葉よりは、市町村や県の一線の職員の方々から、ここが困っている、ここがネックだというお話をいただいて、復興推進委員、復興庁の職員と一緒に本当に腹を割って議論するということが必要だと思います。

また、市町村によって、支所によって、浜によって、専門家が入っているかないかによって、さらに、そこに入っている専門家の違いによって、防災集団移転促進事業の住民のかかわり方のプロセス、濃度が非常に違います。復興推進委員が自治体の職員や専門家たちと地域横断で意見交換を行うことによって、職員や専門家たち相互の情報共有や、ほかの地域の進め方を見る機会にもなっていくのではないかと。関係省庁からのヒアリングにつきましても、各省庁それぞれではなくて、できれば各府省庁同席してもらって一緒に意見交換していく～まちづくりと仕事をどう一体的にやっていくのか、さまざまなことが全て絡んでまいりますので～といったようなヒアリングの持ち方もいいのではないかと。現地調査の意見交換会ですとか、ヒアリングの機会そのものが復興を前に進めていく一助になる。復興推進委員会が被災者のために動いてくれているということを実感していただけるような場になっていく、そうしたセッティングができればと思います。

以上です。

○五百旗頭委員長 秋にはまた現地視察を行う際に意見交換というのをしっかり入れなければいけないという提案でございました。ありがとうございました。

それでは、大井委員、よろしく申し上げます。

○大井委員 私からは、この中間報告（案）につきましては、異議ございません。全くよくできていると思っております。

私からは、水産業等の現在の復旧・復興状況を報告させていただきます。

大震災から1年半でございますが、がれきの処理、漁港の応急修理、漁船、養殖施設、魚市場、製氷、冷凍、加工等の復旧が、さまざまな課題や地域差がございますけれども、一步一步ずつ進んでいる状況でございます。一方で、種苗生産施設や加工施設等の陸上施設はまだまだ復旧の途上でございます。また、漁業者の住宅再建は用地の取得や造成等に時間を要していることから、これらの再建する状況にあり、スピード感をもって取り組むことが求められております。

我々はこれまで幾度の災害に遭遇しながらも、漁村に住み、地域の消防、水難救済、環

境保全等の活動を通して漁村を守ってまいりました。被災地の漁村では生活を取り戻すことが第一でございまして、経営革新ではなく、これまで暮らしていた浜で、浜のよき風習を大切にして、地方自治体と一体となりまして、それぞれの地域の特性を生かした、なりわいとしての漁業、養殖業、流通、加工等を一体的に再建すべきと考えております。暮らしとなりわいに確かな道筋をつけることが我々の役割であると考えており、水産業復興の支援継続、住宅再建等のための土地利用の迅速な決定とともに、特に原発問題につきましては、マダラの出荷規制が青森県沖、三陸南部沖で行われたことにより、岩手県の漁業者も一部操業自粛を余儀なくされております。加えて、風評被害により水産物の流通が滞るなど、大きな被害を受けております。

こういうことで、私からお願いでございますけれども、産地魚市場に測定器の設定をこの委員会からお願いできないものかなと思っております。産地魚市場で仲買さんが安全な数字というものを望んでいます。その数字が出れば、安心して消費地に出荷できるわけですから、この体制が整わなければ、送ってしまっても買わないという現状でございます。私も再三、農林大臣にも訴えてきましたけれども、主要魚市場に設置していただきたい。先ほどお話ししましたが、青森県のマダラが、盛岡の市場へ来て規制値超の数値が出ています。そういう状況にありますので、どうしても主要の魚市場で測定器のきちっとしたものを設置していただければ、仲買さんも安心して出荷できます。何とか測定器を設置するようにお願いしたいなと思っています。

また、岩手県では水産業のみならず、農林業なども多方面にわたり甚大な被害を受けていることから、原発問題の補償、風評被害対策には国を挙げて対応していただきたいと考えております。

以上です。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

○大井委員 測定器は何かお願いしたいです。

○五百旗頭委員長 現状では測定器というのはどういうところにしかないのですか。

○大井委員 市場で揚がったものを盛岡等に送って、ミンチにして、結果が出揃うまで3日から4日かかります。

○五百旗頭委員長 そういうふうに測定しているのですか。

○大井委員 だから、時間がかかりますので、即数字が出なければ困るわけですね。

○五百旗頭委員長 そういうものなのですか。

○佐藤委員 小名浜にはあります。

○大井委員 宮城、福島も。だから、これは絶対やってもらわないとならないなと思っていました。

○五百旗頭委員長 主要港にあるわけではなくて、県庁所在地まで持っていく必要がある。でも、福島は必ずしもそうではない。

○大井委員 小さいところはいいですね。荷がまとまる場所の主要漁協に設置してい

ただけはありがたいなと思います。どうかひとつ、よろしくをお願いします。

○五百旗頭委員長 ぜひ、適切な対処を検討していただきたいと思います。

それでは、最後になったけれども、飯尾委員、よろしくをお願いします。

○飯尾委員 ありがとうございます。名前の都合で後の方に当てられる癖がつきまして、大体はもう出たので、わざわざ申し上げることもないのですが、せっかくでございますから、3点ばかり、この中間報告の準備をお手伝いした立場からお話をしたいと思います。

第1に、この場でも何回も出たのですけれども、被災者の皆さんの実感との距離というのは、実は私自身も感じているのです。ところが、これはそんなに簡単には解消できないと思います。被災者の皆さんの実感というのは、お立場によってまたさまざまです。また被災者の皆さんもあるし、板挟みになっている行政のお立場、地元市町村もあれば、県の立場もあるし、あるいは国の職員でも、現地に出て行って、さまざまな思いを持っているし、それを受け取る東京にいる人たちもまた別の思いを持っているのだらう。それぞれ頑張っているのだと思うのですけれども、とりわけここから遠い地元の方にどうやって届くだろうかというのは、これからの課題かなと思っておりまして、普通の審議会風にもうまくまとめるというだけではなくて、今後はそういうことを考えるというのが課題かなと思うのが第1点でございます。

2番目は、こういう報告をつくるとなると、やはり委員会の役割をどうするのか。実は、この委員会で出てくる意見もごもつともではあるし、地元からいろいろ伺っている御意見もそれぞれごもつともなのですけれども、では、全部を委員会で受けていいのだろうかという感じがあるわけです。どういうことかと申しますと、委員の中でも知事がおられるし、あるいは地元の方もおられるし、地元を回っておられる方もあるのです。例えば、地元の市町村がこうすべきだということを言いたいのではあるけれども、我々の立場で言って、本当に地元の自治体を追い詰めることになりはしないだろうか。こういう事例がありますよ、よかったら御参考にしていただきたいということはあっても、ここまでしろとまでは言ってはいけないのではないかとということも考えたりします。

あるいは、とりわけ福島の問題は非常に複雑で、別の場所で直接県が国などと交渉をしておられるということを、我々が大量にいる場所で議論することはどういうことだろうかというふうにも考えます。

あるいは、年次報告は3月ということですが、今すぐに手を打たなければいけないものを、大切だからといって3番目に挙げてしまうと、御議論いただくからといって棚上げになるようなことになりはしないかということも心配したりということもあります。喫緊の課題であれば、課題として指摘はするけれども、例えば、現場で処理をする仕組みがあるのであれば委ねるということもあるのではということ。ということは、前にも申し上げたことですが、ここで議論になることと、我々が報告として書くことにちょっと差があって、例えば、今の魚市場の話も、報告まで待っていたら間に合いませんので、今から御検討になると思いますが、その辺の仕分けというのをどう考えるかというの

を、秋以降はじっくり考えないといけないなということをつくづく思いましたのが2番目でございます。

それから、3番目でございますが、ここで幾らか議論になったことですがけれどもまた周りでも関係の方がたくさん聞いておられますけれども、震災が起こった直後は、どの役所も何かしないといけないということは一生懸命やりました。あるいは福島の問題でもそうであったのですけれども、今となってみれば、復興庁は仕事ですから一生懸命しておるけれども、ほかの役所がみんなそうだろうかということです。これはただ復興庁のリーダーシップと言って済むわけではなくて、もちろん国民全体の記憶の問題もありますけれども、やはりもう一回、例えば、国の場合は、どの役所も、もう少し復興のことを一生懸命考えないといけないのではないかというのは、こういう場では確認しないといけないのかなということを感じている次第でございます。

以上でございます。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

ひとわり御意見いただいたところで、3時半の予定が近づいておりますが、大事な機会ですので、思いを残し過ぎて終わらないようにしたいと思います。今までの議論を聞いていただいて、復興大臣から、何かお答えいただくとか、あるいは全般的なことで説明いただくようなことがございますかしら。

○平野復興大臣 ありがとうございます。

たくさんの御意見をいただきましたし、また、この中間報告も今、まとめの作業に入っておりますけれども、感謝申し上げたいと思います。

私から何点か、補足というか、コメントさせていただきたいと思います。被災地の方では、前にも申し上げたかと思いますが、いわゆる公共インフラというものにつきましては、農地の災害復旧も含めまして、私の感覚では、おくれているという感覚はありません。海岸堤防等々に関しては、本格復旧がやっと着工したばかりなのですが、これは延長が長いので、重点地区、例えば、仙台空港の裏から、仙台空港の海岸のところから着工するとか、地区を選定しながらこれからやっていくことになると思います。

問題は、何ととっても、現地に行きますと、津波で洗われたところに住宅が建っていない。ちょっと遠くを眺めればがれきの山があるという、そういうことで、住宅と町並みの再建がなかなか進んでいないということが今の大きな問題でありますし、これからも大きな問題だと思います。ですから、住宅の再建、まちづくりの再建について、マンパワー、ウーマンパワーも含めて、しっかり支援すると同時に、制度面での不足の部分はしっかり対応していきたいと思っています。

その上で、土地の問題なのですけれども、土地の問題につきましては、昨年から政府内でもかなり議論をやっているとして、筆界特定制度等、復興特区の中で入れたのですが、皆さん方の御議論はわかるのですけれども、私の認識では、具体的に、まず、どのような問題があるかということの上昇りが少ないのです。例えば、一般論として、ざくっとした調

査のところ、所有者不明の筆数が何筆あるとか、それから、あと、相続人の数が多いという、ばくっとしたものは上がってきていますが、実際に、例えば、土地区画整理事業をやったときに、どのところでどういう問題が起こっているかということについての具体的なものが上がってきていないから、県としても、土地収用法でいくのか、不在者管財人制度でいくのか、そういう方向すらまだ決まっていない。ですから、今、国と県と被災自治体で、個別の地区についての詰めを急がせています。11日も岩手県、宮城県とそういうことで打ち合わせをやらせていただいています、恐らく具体の地区に入りますといろいろな問題が出てくると思います。本当は問題が出る前に詰めなくてはならないのですが、まず今は具体の地区に入り方が足りないということもありまして、もうちょっと具体の問題についての全体像をつかむことをやりたいと思います。

その上で、現行制度の上でも進められる制度もありますし、現に三陸縦貫道などはどんどん進んでいます。あそこの用賠は、山だからということかもしれませんが、ああいうところでも土地の問題なくして進んでいるところもあります。しかし、やはり市街地に入ったところにはさまざまな問題が出てくることは十分想定されますが、繰り返しになりますけれども、現にどういう問題かということまで地域はまだ入り切れていないのです。その以前の全体としての計画のマスタープランというところまででとまっているという状態で、これからの問題が出てくると思いますので、それを踏まえた上でしっかり対応していきたいと思っています。

それから、あとは、細かい話ですけれども、この間、NHKの番組がありました、正しいところもありますけれども、数字としては間違っているところもありましたし、解釈的にもいかなものかというのもありました。特に大槌の問題につきましては、あそこは仮に市街地の中小企業の補助金が来ていたとしても、市街地の再生計画が全く決まっていますから、使えないのです。だから、大槌の問題とすれば、中心市街地の復興計画のビジョンを固めた上で、市街地の問題について、商店街の復活についてはきちっと、実は、今、別な制度を検討させていまして、そちらでいずれ対応することになると思います。そのことは地元には言っているはずですが、あの番組はそこまで伝えないのですね。何かばさっと切られたみたいな話になっていまして。

あとは、使い道につきましては、私が見ても、何でこれというのは確かにありました。ありましたけれども、番組の中で出てくる立地補助金は、あの当時はどういう議論があったかといいますと、サプライチェーンが寸断されていますから、現地の復旧を待っていたら、日本の製造のサプライチェーンがどこで切れるかわからないので、とにかくいろいろなところに産業の復興の足りない部分を応急的に、とにかくサプライチェーンの寸断されたところをつなごうということで、立地補助金というのをつくって、これは復興構想会議でもそういう議論が出たと思うのですけれども、それに沿った使い道をやっているという面もあるのです。ただ、個々の具体のものをやりますと、全く関係のないものもあるかもしれないということで、これは精査が必要だと思いますが、結論から言いますと、来年度

予算、ことしの補正予算以降は、閣議決定分の中に真に復興に関係するもの以外の予算はつけないということはもう打ち出していますので、その方向で進めたいと思っています。

あと、検査機器につきましては、きょうも岩手県の森林組合からも欲しいと言われていまして、これはシイタケの検査ですが、あちこちから要望が出ています。JAには検査機器はかなり入っています。福島県では、JAが検査機器をフル活動しながらやっています。これをどこまで広げられるかについては、しっかり検討して、前向きに対応するように、こちらの方から働きかけていきたいと思っています。

あと、ほかにもたくさんありますけれども、とりあえず私からは以上でコメントにさせていただきます。

土地の問題は、御指摘いただきありがとうございます。いずれ、これをしっかり対応していくことが大事だと思っていますので、各県の方の対応もよろしくお願ひしたいと思います。

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

以上、皆さんから多岐にわたる御意見をいただきまして、もう時間もちょうどになっているのですが、言い落として、どうしてもこれを言わなければ終われないということがございますでしょうか。

お手元に、右上に赤で「委員限り」とあります「復興の取組事例」というのがございますね。今の知事の御発言と同じような趣旨で委員限りとしております。鮮明にするために出していますが、それを言うならこれもあるということが限りなくありますし、余り固有名詞で出されると、内部ではちょっとぐあい悪いというものがあるのですね。そういうわけで、委員にはぜひ、いろいろと知っていただくというので、隠さずに書いておりますが、そういう意味で委員限りとさせていただいているという事情でございます。

ありがとうございます。多くの意見、今、全部をまとめ、それに対してこうするというのを申し上げられませんが、被災地の実情、あるいは被災者の思いに寄り添ってという言葉があります。同時に、この委員会は全体的観点、政府と社会がどういうふうに対処するかという観点も踏まえるわけですね。そういう中で、ちょっとした言葉使いとか、表現の中に、これは切実な被災者の思いをよく拾っているぞと見えるところと、それを気づかずに、知らずに、何か上から言っているなというふうなことがあるのだなというのを、きょう、多くの意見を受ける中で改めて感じました。しっかりとその切なる被災地の実情というのを踏まえる。それがなくなったら、この委員会の意味はなくなりますし、また政府内で復興庁はそういう役割を果たさなければならぬ第1の機関だと思っていますので、それを大事にすると、そういう御注意を多くいただいたことはありがたいことだと思っています。

そして、個別問題一々については、今、いただきました意見を最大限組み入れるようにして修正をしたいと思っています。御厨代理が「まえがき」と「あとがき」について、皆さんの意見にあたかも全面降伏するようにどんどん受け入れると、そういう姿勢が我々の共有しているところで、貴重な意見をできる限り入れる。しかし、貴重な皆さんの時間を余り

取り過ぎることもまた問題でありますので、皆さんの御意見、思いを大体出していただいたところで御一任いただくことができればありがたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○五百旗頭委員長 ありがとうございます。

それでは、私どもの方で御意見を最大限組み入れながら、2周年に向かったの中間報告をまとめさせていただきたいと思います。まだ重要な一里塚というところではありますが、きょういただいた御意見は大変貴重であったと思います。それを基に、修正してまとめたものをもう一度皆さんにお送りする、その上で政府に出し、発表するというふうに手続を踏ませていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それを終えましたら、ホームページにも掲載して、被災地、広く国民からもいろいろなリアクションがあるかと思っています。そういうのも参考にしながら、3月に向けて頑張りたいと思います。

今後の進め方でございますけれども、資料2がお手元にあるかと思っています。活動方針(1)(2)と書いてありますが、被災3県、関係府省、各分野の専門家等から説明聴取を行う。このやり方についても、清原委員初め皆さんからそれぞれ御指摘をいただきました。委員が手分けして現地調査を行い、地域の取組事例も、普通はメディア的には問題になっているところだけをニュースにするのですよね。それだけではいけないというので、我々はモデル性を持つ、先駆的な意味を持つ、いい例をしっかりと出すということを重視しています。しかし、そればかりで、何か自己満足をしているようなものになるとまた恥ずかしいものであります。ですから、いい例、そして困った例をしっかりと分析するというをやりたいと思います。10月の復興推進委員会、ヒアリング等を踏まえてと、10月から12月にかけて、また現地調査に皆さんの御尽力をお願いするかと思います。ごらんのようなことを考えておりますが、具体的にはもう少し詰めて、その上で御相談申し上げたいと思う次第です。先ほどの資料については申し上げたとおりでございます。

それでは、以上のような展望のもとで、来年3月の年次報告をつくり上げていきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○五百旗頭委員長 では、秋以降もよろしく願いいたします。

本日の討議は以上とさせていただきますが、大臣、何か一言、最後にございますか。

○平野復興大臣 ありがとうございます。本当に活発な御討議のもと、中間報告の最終的な議論を取りまとめていただき、改めて感謝を申し上げたいと思います。中間報告が完成をいたしましたら、近日、この内容を全閣僚間で共有させていただくという機会をぜひ設けまして、各省庁に必要な対応等の指示、お願いも出したいと思っております。これから現地では、なりわいの復活と住宅の再建、そのほかにさまざま課題はございますけれども、これを本格化させていかななくてはならないという段階に来ていまして、それを進めるにあ

たりまして、さらにまたいろいろな問題が出てくるかと思いますが、そういった問題の提起も含めまして、引き続き御議論をいただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○五百旗頭委員長 では、これをもって終わりたいと思います。ありがとうございました。